大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金

町の商店街の活性化を図るため、**商店街の空き店舗等を活用して、商店街のにぎわい創出及び振興に資する活動を行う者**に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象者　※次の全てに該当する者

(1) 商店街の空き店舗等を取得している、又は賃借している者

(2) 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者として開業している、若しくは補助対象事業完了までに開業している者又は商店街の振興に資する活動を行っていると町長が認める団体

(3) この補助金の交付を受けたことがない者。ただし、町長が商店街の振興に寄与すると認めた場合はこの限りではない。

(4) 市町村税を滞納していない者

(5) 空き店舗等の所有者又は所有者の２親等内の親族若しくは所有者と生計を一にする者ではないこと。法人にあっては、これらの者を役員としていないこと。

(6) 大子町暴力団排除条例（平成２４年大子町条例第１号）第２条第１号若しくは第３号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない者

(8) このほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者でないこと。

定　義

商　店　街…おおむね１０軒以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域又は町長が適当であると認める区域

空き店舗等…過去に事業の用に供されていた店舗、事務所等で、１か月以上事業の用に供されていないもの（居宅と兼用する店舗等も含む。）

補助対象事業

町の商業環境の向上に資すると認められる事業で、次のいずれかに該当するもの

(1) 小売業、サービス業その他これらに類する事業　　(2) 町長が適当であると認める事業

＜補助対象外事業＞

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業

・中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第４条第５項に規定する連鎖化事業

・空き店舗等を専ら倉庫として利用する事業　　・政治活動及び宗教活動を目的とする事業

補助対象経費及び補助額

補助対象経費	経費の種類	補助額	補助対象期間
店舗改修費	内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費	改修費の２分の１ 【上限：１５０万円】	
店舗賃借料	店舗（来客用駐車場を含む。）の賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費及びその他これらに類する費用を除く。）	月額賃借料の２分の１ 【上限：５万円】 × 最大１２か月分	空き店舗等で補助対象事業を開始した月の翌月から起算して１年間

※店舗改修費及び店舗賃借料を併用する際の上限は１５０万円です。

留意事項（補助金の返還）

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた場合は補助金の全部又は一部の返還を求めます。

・要綱の規定に違反した場合や、補助対象事業の実施について不正の行為が認められたとき。

・やむを得ない場合を除き、町内で事業を継続して５年以上行わなかったとき。

手続きの流れ

申請者	大子町、商工会に事前相談

↓

申請者	大子町に補助金等交付申請書を提出　**※工事着手前**

（添付書類）
- ○ 事業計画書及び収支計画書
- ○ 資金計画書
- ○ 市町村民税納税証明書
- ○ 売買契約書又は賃借契約書の写し
- ○ 営業を開始したことが証明できる書類（既に開業している場合）
- ○ 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合）
- ○ 店舗改修費に係る補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類の写し
  - ア　工事請負契約書　イ　建築設計図書　ウ　補助対象経費の見積書
- ○ 住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ○ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人及び団体の場合）
- ○ その他町長が必要と認める書類

↓

町	補助金の交付決定・通知

↓

（申請者）店舗改修等を実施

↓

申請者	大子町に実績報告書提出を提出

（提出書類）
- ○ 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- ○ 営業を開始したことが証明できる書類（交付申請時に開業していない場合）
- ○ 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合）
- ○ 改修前写真及び改修後の完成写真（改修の場合に限る。）
- ○ その他町長が必要と認める書類

↓

町	補助金の額の確定・通知

↓

申請者	大子町に補助金等交付請求書を提出

↓

町	補助金を交付

＜申請及び問合せ先＞
大子町　観光商工課
〒３１９－３５２１　大子町大字北田気６６２
電話：０２９５－７２－１１３８
メール：kankou@town.daigo.lg.jp

袋田の滝キャラクター「たき丸」